

国と地方の協議の場

平成25年10月11日（金）

18時35分～19時35分

総理大臣官邸2階小ホール

次 第

1. 開会

2. 協議事項

「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について」

「平成26年度予算概算要求等について」

「地方分権改革の推進について」

「社会保障制度改革について」

3. 閉会

○配布資料

- 資料1－1 2020年東京オリンピック・パラリンピックをどう活かすか（文部科学省提出資料）
- 資料1－2 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について（地方六団体提出資料）
- 資料2 平成26年度予算概算要求等について（地方六団体提出資料）
- 資料3－1 地方分権改革の推進について（内閣府提出資料）
- 資料3－2 地方分権改革の推進について（地方六団体提出資料）
- 資料4－1 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（厚生労働省提出資料）
- 資料4－2 社会保障制度改革について（地方六団体提出資料）
- 参考資料1 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）の概要
- 参考資料2 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について（平成25年8月21日閣議決定）（厚生労働省提出資料）
- 参考資料3 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子による社会保障制度改革の工程表（平成29年度まで）（厚生労働省提出資料）

国と地方の協議の場(平成 25 年度第 2 回)出席者

(国側)

安倍	晋三		内閣総理大臣
菅	義偉	【議長】	内閣官房長官
新藤	義孝	【議長代行】	総務大臣
			内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
甘利	明	【臨時議員】	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
			社会保障・税一体改革担当大臣
下村	博文	【臨時議員】	東京オリンピック・パラリンピック担当大臣
田村	憲久	【臨時議員】	厚生労働大臣
古川	禎久	【代理出席】	財務副大臣

(地方側)

山田	啓二	【副議長】	全国知事会会長
水本	勝規		全国都道府県議会議長会会長
森	民夫		全国市長会会長
佐藤	祐文		全国市議会議長会会長
ふじはら 藤原	忠彦		全国町村会会長
蓬	清二		全国町村議会議長会会長

国と地方の協議の場（平成25年度第2回） 座席表

平成25年10月11日（金）
18:35～19:35
於：総理大臣官邸2階 小ホール

— 出入口 —

（藤 長原 野全 国 都 市 長 岡 市 長 ） ○	（森 新全 潟国 県市 長 岡 市 長 ） ○	（山 田全 都国 府知 事 ） ○	（議水 香本 川長 県全 議国 会都 議道 長府 ） ○	（議佐 横藤 浜長 市全 議国 会市 議 長 ） ○	（議蓬 香全 川長 県国 直島 市会 議町 議村 長会 ） ○
---	--	-------------------------------------	---	---	---

杉田内閣官房副長官●

世耕内閣官房副長官●

●伊藤内閣府大臣政務官

●関口内閣府副大臣

○田 村 厚 生 労 働 大 臣	○（甘 利内 経閣 済府 税財 一特 体政 改命 革担 当担 策大 ） 大臣	○菅 内 閣 官 房 長 官	○安 倍 内 閣 総 理 大 臣	○（内 閣藤 府総 分命 権担 改当 革大 ） 大臣	○ピ下 村東 ッ京 クオ リン 担ピ ック 当・ 大パ 臣ラ リン	○古 川 財 務 副 大 臣
---------------------------------------	--	----------------------------------	---------------------------------------	--	---	----------------------------------

2020年東京オリンピック・パラリンピックをどう活かすか

～単なる経済効果にとどまらず、日本社会再生のための“大きなうねり”とするために～

資料1-1

2020年は日本にとって新たな成長に向かうターゲット・イヤー ～「2020ニッポン再生ー夢ビジョンJAPAN」(仮称)～

コンセプト

2020夢ビジョンJAPAN

オリンピック・パラリンピックの開催成功はもとより、日本社会を元気にする
取組を社会総がかりで直ちに推進することが重要

各界の叡智を結集し、若者をはじめとする国民総参加型の大きなうねりを創出
(東京にとどまらない日本全体への波及効果)

2020年に目指すべき姿

課題先進国として、世界に先駆けて社会課題を解決

我が国の強み

- しなやかで災害に強いまちづくり
- 元気な東北より、東日本大震災・原発事故からの復興を世界に発信
- 世界で勝てる人材育成
- 科学技術イノベーションによる健康長寿で、環境に優しい、省エネな社会
- 世界の人々が日本各地を行き交う、文化芸術あふれる社会
- 新たなフロンティアを創造
- 幸福を実感できる社会
- 若者等によるボランティアがつくる参加型社会 etc

○勤勉性、協調性、思いやりの心 “おもてなし” ○多様な文化芸術や優れた感性 ○ものづくりの基盤技術 ○安全・安心な社会

文部科学省として先駆け的に努力

オールジャパン

教育

- ・若者等によるボランティア活動の促進
- ・グローバル人材育成(英語教育・留学生等)
- ・日本人のアイデンティティ
- ・キャリア教育
- ・社会人の学び直し

科学技術

- ・成長を支えるイノベーションプロジェクトを創出
- ・科学技術イノベーション人材育成

スポーツ

- ・スポーツ・フォー・トゥモローによる国際貢献
- ・オリンピック・パラリンピックを安定的に遂行するための環境整備(ターゲットエイジ育成、地域スポーツ振興、新国立競技場の建築等)

文化

- ・「文化芸術立国」の実現(2020年には世界中から、アスリートと同規模のアーティストが集まる文化芸術交流のハブとなる)

官民一体Ⅱ中長期の計画的実施

防災・減災
によるまちづくり

東日本大震災・原発事故
からの復興

交通網・都市基盤整備

雇用創出

国家戦略特区

クールジャパンの
国際展開

地域活性化

観光立国

バリアフリー

etc

2020年を目指して、オールジャパンでの招致成功

オールジャパンでの「夢ビジョンJAPAN」の実現
～“新しいニッポン”を創造～

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会について

平成 25 年 10 月 11 日

地 方 六 団 体

東京オリンピックが昭和 39 年に開催されたが、これは日本にとって戦後復興を成し遂げたことを世界に示した大会であった。

この度、オリンピック・パラリンピックを再び日本で開催することとなったが、国民に希望を与え、東日本大震災からの復興のシンボルとなるとともに、力強く復興した我が国の姿を世界に示し、世界中から寄せられた支援に対する謝意を表す好機となるものである。

この競技大会を、日本の素晴らしさを世界にアピールする絶好の機会と捉えて、日本文化の積極的な発信による観光振興、地域活性化や日本再興の起爆剤として、オールジャパンで盛り上げていくべきである。

国においては、今後、東京オリンピックへの対応として交通、物流ネットワークの整備といった方向性が示されているが、オリンピック・パラリンピック開催による経済振興、国際交流、スポーツ振興といった様々な効果が、被災地域はもとより、日本全体にいきわたるよう配慮願いたい。

地方六団体としても、この競技大会を「日本オリンピック・パラリンピック」として受け止め、世界中の人々に多くの感動と喜びを与えられるよう支援・協力していく所存である。

平成 26 年度予算概算要求等について

平成 25 年 10 月 11 日

地 方 六 団 体

いわゆるアベノミクスにより我が国経済に明るい兆しが見られるが、その効果はまだ一部の大企業・大都市にとどまり、未だ地域経済が活力を取り戻すには至っていない状況にある。

消費税率の引上げによる景気の下振れリスクを回避しつつ、アベノミクスにより上向きかけた景気回復への足取りを一層確かなものとし、その効果を地域の隅々にまで行きわたらせることこそ、現下の喫緊の課題である。

こうした課題に対応するためには、新たに策定するとされた 5 兆円規模の経済対策とそのための補正予算、さらには来年度当初予算に向けた取組みを速やかに進めなければならない。その上で、国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組んで行かなければならない。

今後各地域に設置される「地方産業競争力協議会」における成果も活かし、国と地方が日本経済・地域経済再生に向け一丸となって取り組んでいくことが必要である。

地方一般財源・地方交付税の総額確保

地方が国と連携して地域経済を支えるためには、地方税財源の確保が必要不可欠である。更には、福祉、医療、介護、安全安心、防災・減災など住民生活に欠かせない行政サービスの基盤となる安定的な地方税財源の確保がなければ、地域社会は安定せず、地域間格差が拡大することになる。こうした観点から、以下の事項に留意することが必要である。

- 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額を確保すること。
- 特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大するおそれがある中、地方交付税の持つ財源保障機能、財源調整機能はますます重要であり、地方財政計画における歳出特別枠を堅持するなど、その総額を

確保すること。

- 累増する臨時財政対策債については、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。
- 平成25年度の地方公務員給与削減要請は、臨時的・例外的な措置であり、地域経済再生に向けた取組みを国・地方一丸となって進める必要がある中で、地域の消費腰折れを回避しなければならないとの観点からも、平成26年度以降二度とあってはならないこと。
- 国土強靱化や地域の成長につながる社会資本整備・老朽化対策などの公共事業を追加する際には、地方公共団体の円滑な事業実施が可能となるよう新たな交付金制度を創設すること。
- 地域活性化のための農業の6次産業化や農林水産公共事業の着実な実施など、農林漁業・農山漁村の再生に必要な地方財源を確保すること。
- 東日本大震災からの早期復興及び原発事故への対策に必要な予算の確保・充実を図るとともに、防災・減災等のための事業について、緊急防災・減災事業費も含め、必要な総額を確保すること。

地方税源の確保等

平年度ベースで国・地方を通じて1兆円超の設備投資減税等が今後講じられる見込みであるが、地方税財政の影響にかんがみ、以下の事項に留意が必要である。

- 地方分権改革を進めるため、地方税の充実確保を図るとともに、地方法人課税のあり方を見直す等により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 投資減税や法人実効税率引下げの議論を行う場合には、必要な地方税財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えないようにすること。
- 自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を十分踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すべきである。この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税を廃止すべきではない。
- 固定資産税は、市町村の税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、国の経済対策等の観点から償却資産課税の削減を行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

- ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 地球温暖化対策のための税は、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保すること。
- 消費税率の引上げに伴い実施される簡素な給付措置について、具体的な実施方法やスケジュール等を早期に示し、地方の意見を十分に踏まえて制度設計を行うこと。また、その実施に要する費用については、事務費を含めて全額を国において負担すること。
- 社会保障・税番号制度創設に伴い必要となるシステムの導入及び改修等に要する経費については、全額を国において措置すること。

基金事業の継続実施等

平成２１年度に創設された緊急雇用創出臨時特例基金は、地域の雇用創出や人づくりに大きな役割を果たしてきた。アベノミクスの効果が一部の地域、分野にとどまる中、こうした基金が廃止となれば、ようやく見え始めた雇用回復の兆しが潰え、地域間の雇用格差が拡大してしまうおそれがある。

こうした実情を踏まえ、緊急雇用創出臨時特例基金はもとより、森林整備加速化・林業再生基金などについても、基金事業の進捗等に応じ基金の増額や期限の延長をするとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう、要件の見直しを図るべきである。

あわせて、地方が地域経済再生の核となる人づくりや女性の活躍促進、少子化対策を地域のニーズに応じて的確に講じることができるよう、「人づくり」のための基金を新たに創設すべきである。

これまでの地方分権改革の成果

第一次分権改革

地方分権一括法の概要 (H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)

- 機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの新設 (国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例: 農地転用 (2 ~ 4 ha) の許可権限 (国→都道府県)

等

第二次分権改革

地方分権改革推進委員会の勧告	法的措置	
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	第1次一括法 (H23.4成立)	○ 義務付け・枠付けの見直し 勧告で示された4,076条項のうち、見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%) ○ 権限移譲 勧告で示された82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目を見直し(69%)
基礎自治体への権限移譲	第2次一括法 (H23.8成立)	
	第3次一括法 (H25.6成立)	
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律 (H23.4成立)	
国から地方への事務・権限の移譲等 ⇒ 現在推進中	H25.9 当面の方針(地方分権改革推進本部決定) (今後の予定) H25.12 見直し方針(閣議決定) H26 第4次一括法案(通常国会に提出)	

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する 当面の方針について【要旨】

＜H25. 9. 13 地方分権改革推進本部決定＞

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- これまで、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。
- 引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。

2. 当面の方針

(1) 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限(別紙1)：44事項

※ 例：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等

国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法を含め、検討・調整し、本年中に見直し方針として取りまとめ。

(2) 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限(別紙2)：29事項

(各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

※ 例：医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視

国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法に加え、関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。

(3) 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限(別紙3)：3事項

※ 例：ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供

(4) 引き続き検討・調整を要する事務・権限(別紙4)：24事項

(各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの)

※ 例：農地法に基づく農地転用の許可等

各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。

(5) 以上の結果、法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

別紙に掲載された事務・権限の具体例

【別紙1】 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限（44事項）

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	医療法に基づく医療法人(広域)の設立認可・監督	都道府県に一律に移譲
厚生労働省	看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等	都道府県に一律に移譲
国土交通省	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等	希望する市町村を基本として移譲

【別紙2】 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限（29事項）

府省	事務・権限	地方と調整を要する事項
厚生労働省	医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの可否
経済産業省	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者等(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収・立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善命令、業務停止命令等も移譲することの可否
国土交通省	・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等 ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等	①移譲に伴う財源措置 ②関係市町村の意見の聴取・反映

【別紙3】 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限（3事項）

府省	事務・権限	見直しの方向性
厚生労働省	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を積極的に推進

【別紙4】 引き続き検討・調整を要する事務・権限（24事項）

府省	事務・権限
農林水産省	農地法に基づく農地転用の許可等

第30次地方制度調査会答申で示された 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

○第30次地方制度調査会答申(要旨)(平成25年6月25日)

- ・指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るためには、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要。
- ・指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成しているもの又は条例による事務処理の特例の活用により指定都市への移譲実績のあるもの等の事務については移譲することを基本として検討を進めるべき。

(参考)移譲対象事務の主な例

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定
- ・特別児童扶養手当の受給資格の認定
- ・市町村立小中学校の学級編制基準の決定、職員の定数決定、給与負担等

○第3回地方分権改革推進本部(平成25年9月13日)

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、国から地方への事務・権限の移譲等と併せて、次期通常国会に一括法案を提出することを基本として、地方分権改革推進本部において取り扱うことが了解された。

地方分権改革の総括と展望について

平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から今年で20年。地方分権改革は地方公共団体における実践の段階に入り、一定の成果が現れている。

- ・ 優良事例を収集し、課題を抽出するなど**これまでの取組を総括**。
- ・ 上記の総括を踏まえ、分権改革の**今後の展望**を取りまとめ、今後取り組むべき方向性を明らかにする。
- ・ 併せて、国民・地方に**改革の成果や優良事例を分かりやすく発信**。

総括と展望のための取組

地方分権改革有識者会議（座長：神野直彦東大名誉教授）において、以下の調査審議を実施。

- ① 地方公共団体に対する調査
これまでの改革による成果の活用事例や課題を調査
- ② 学識経験者・地方六団体からのヒアリング

<今後のスケジュール>

12月 調査・ヒアリングを踏まえ、有識者会議において
中間取りまとめ

来年1～3月 地方からの意見聴取など

来年4～5月 **最終取りまとめ**

→ 今後取り組むべき方向性を明らかに

改革の成果の国民・地方へのPR

1 ホームページやSNSを活用したPR

- ・ 分権に関するホームページの再構築
- ・ Facebook、Twitter等による能動的な情報発信（9月30日より開始）
- ・ 各地の分権改革の旗手のネットワーク化

2 地方の現場におけるPR

○ 有識者会議 地方懇談会（仮称）

趣旨： 地方からの意見聴取・自治体職員の啓発

時期： 来年1～3月

○ 地方分権改革シンポジウム（仮称）

趣旨： 国民に対して改革の取組や成果を広くPR

時期： 来年6～7月頃

地方分権改革の推進について

平成 25 年 10 月 11 日

地 方 六 団 体

政府は、地方分権改革推進本部において「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」を決定した。地方分権改革推進委員会の勧告以降、実行に移されていなかった国から地方への事務・権限の移譲が一步前進したものと評価する。

今後、元気な地域づくりのためにも、地方の自由度が高まるよう、下記の見直しに取り組むこと。

事務・権限の移譲について

地方への事務・権限の移譲をさらに進めるべきである。特に、「当面の方針」で地方に移譲する方向とされた事務・権限については、本年中に予定されている見直し方針決定に向けて、具体的な検討と調整を着実に進めるとともに、農地転用や中小企業支援など、引き続き検討・調整を要するとされた事務・権限についても、地方からの要望の強い分野を中心に、積極的に移譲を進めること。

義務付け・枠付けの見直しについて

義務付け・枠付けについては、累次にわたり一括法による見直しが行われてきたが、いまだ「従うべき基準」が多数あり、地方の自由度が高まっていない。例えば、民間保育所においては3歳未満の児童に対する給食の外部搬入は認められていない。「従うべき基準」は、真に必要な場合に限定すること。

また、都市計画区域マスタープランの策定には農林水産大臣への協議が必要となっているほか、市町村が定める農用地利用計画の策定においても都道府県知事への協議、同意が必要となっているなど、多くの労力と時間が費やされ、地方が地域経済の状況に応じて迅速な対応

ができないなど、地域ニーズに的確に応えられていない状況が生じている。国・地方を通じた行政の効率化・簡素化のためにも、国の関与の見直しを引き続き確実に進めること。

【法案の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出するもの

【法案の主な概要】

■ 講ずべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの。

- 少子化対策（既に成立した子ども・子育て関連法の着実な実施 等）
- 医療制度（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等）
- 介護保険制度（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等）
- 公的年金制度（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等）

※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を整備

■ 地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議

政府は、病床の機能分化、医師等の確保及び国保の見直しに関する事項その他地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものについて必要な措置を講ずるに当たっては、地方六団体の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置について理解を得ることを目指す

■ 施行期日

公布の日（一部を除く。）

地方6団体のご意見に対する厚生労働省の考え方

国民健康保険制度について

○後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を国保に優先投入することをはじめとする財政基盤の確立など、国保の構造的な問題を抜本的に解決する方策を講ずべき。



○現在の国保の赤字の原因や運営上の課題を分析した上で、国保の財政支援の拡充により、国保が抱える財政上の構造問題の解決を図っていく。
○国保の運営業務に関する都道府県と市町村との役割分担の具体的内容についても、今後、地方団体と十分協議していきたい。
○なお、後期高齢者支援金を全面総報酬割とした場合に生ずる税財源については、限られた財源をいかに効率的・効果的に用いるかという観点から、社会保障の機能強化につながるよう有効に活用し、国民に広く還元するよう検討することが必要。

医療提供体制について

○地域医療ビジョンの策定、病床の機能分化等について、都道府県に実効性のある権限・財源を付与すべき。



○地域医療ビジョンを実現するために必要な措置として都道府県の役割を強化することや、新たな財政支援制度を創設することについて、社会保障審議会医療部会で議論を開始したところであり、同部会での意見書とりまとめに向けて、引き続き議論を行う。

介護保険制度について

○効率化・重点化、要支援者への支援の見直しは、格差が生じない制度設計をし、介護予防は十分な財源を確保すべき。



○介護保険制度の見直しについては、現在社会保障審議会介護保険部会でご議論いただいております。地方自治体の事務負担や財政負担が過大なものにならないよう検討を進めていく。
○予防給付を移行する地域支援事業は、予防給付と同じ財源構成とし、市町村のサービス確保、介護予防等の取組が適切に進むよう制度の具体化に向け議論を行う。

少子化対策について

○地方が地域の実情に合った幅広い取組を迅速に講じることができるよう必要な支援を図るべき。



○待機児童解消加速化プランの推進とともに、子ども・子育て支援新制度において、市町村が地域の需要を把握した上で策定した計画に基づき、地域の実情に合った子ども・子育て支援を実施する。それに向け、関係者と意見交換を行うなど連携を図りながら進めるとともに、必要な財源の確保に努める。

社会保障制度改革について

平成 25 年 10 月 11 日

地 方 六 団 体

今臨時国会への社会保障制度改革推進に関するプログラム法案の提出が予定されるが、結論ありき、スケジュールありきで改革を進めることなく、地方の理解を得たものについて法制化等の措置を講ずることが必要である。

国・地方とも厳しい財政状況の中、税と社会保障の一体改革を着実に推進することが重要であり、社会保障制度の基本的な制度設計と必要となる財源の確保は国がしっかりと責任を果たす一方、地方が地域住民のニーズを踏まえたきめ細かなサービスを提供することができるよう、持続可能で質の高い社会保障制度を確立していくことが重要である。

国民健康保険制度について

- ・ 平成 25 年 8 月 21 日に閣議決定された「法制上の措置の骨子」においては、「国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運營業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担する」とし、そのために必要な措置を講ずるとされている。
- ・ 今後、政府においては、この方針を踏まえて検討が進められるものと考えられるが、その際には、以下の点の実現が必要である。
- ・ 国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築すること。
- ・ 社会保障・税一体改革時に 2,200 億円の公費投入と合わせ、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を優先的に活用すること。
- ・ 都道府県と市町村との適切な役割分担などについては、地方と十分協議を行い、その意見を反映させること。

医療提供体制等について

- ・ 地域の保健医療政策に大きな責任を担っている都道府県が主体的に医療提供体制を構築し、地域で必要な医療を確保していくため、地域医療ビジョンの策定、病床の機能分化等について、都道府県に実効性のある権限や財源を付与し、関係団体の協力を得ながら推進するべきである。

介護保険制度について

- ・ 要支援者への支援の見直しについては、地域の実情を踏まえ、市町村の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう制度設計を行うこと。また、将来の介護給付を抑制するため必要な介護予防については、見直し後も、十分な財源を確保すること。
- ・ 介護サービスの効率化・重点化等を検討するに当たっては、国の責任において、国民の理解が得られる合理的な制度とするとともに、地方に新たな財政負担や、過大な事務負担が生じないように見直すべきである。

少子化対策について

- ・ 近い将来、国家的な危機を招きかねない少子化の進行に歯止めをかけることは待ったなしの国家的課題である。少子化社会対策会議において決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に早急に取り組み、特に、「待機児童解消加速化プラン」の推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を図るための財源の確保等が重要である。
- ・ 少子化対策を国策の中心に据えて直ちにに取り組むとともに、地方が地域の実情に合った幅広い取組を迅速に講じることができるよう必要な支援を図るべきである。

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」
(平成25年10月1日閣議決定)の概要

参考資料 1

冒 頭

- 消費税率(国・地方)を平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認する。
- 消費税率の引上げによる反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定。

1. 経済状況と
持続的な経済
成長に向けた
取組

- 政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生に向けて「三本の矢」を一体として強力に推進。
- 経済財政諮問会議意見に示されているとおり、景気は緩やかに回復。先行きについても、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。
- 「経済政策パッケージ」(後述)に取り組み、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとする。

2. 財政状況等

- 我が国財政は厳しい状況。社会保障関係費の増大などにより悪化。
- 政府は財政健全化目標を設定。「中期財政計画」に従い、財政健全化目標達成を目指す。
- 国民に負担増を求める際に、各分野の歳出において無駄があるといった批判を招かないよう取り組む。

3. 社会保障
制度改革

- 本年8月に「法制上の措置の骨子」についてを決定。消費税増収分と社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ、社会保障制度改革を行うこととした。
- 政府は、この骨子に基づく法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に法案を提出する。

4. 消費税率
引上げに
あたって
の対応

消費税率の引上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組みを更に強化するため、以下の(1)～(7)を「経済政策パッケージ」として取り組む。

(1) 成長力底上げのための政策

- ① 成長戦略関連施策の当面の実行方針
- ② 投資減税措置等

- 設備投資減税・研究開発減税、事業再編促進税制、ベンチャーファンドへの投資を促す税制等について、所要の措置を講ずる。

(2) 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

- 企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大による消費拡大・投資増加につながる好循環を実現するため、政府は、9月20日に立ち上げた「経済の好循環実現に向けた政労使会議」等において取組を進める。
- 所得拡大促進税制について、企業による賃金引上げの取組を強力に促進するため、拡充を行う。
- 足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること等を踏まえたうえで、12月中に結論を得る。

(3) 新たな経済対策の策定

- 消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるよう、反動減等に対応した給付措置(後述)と合わせて、新たな経済対策を策定する。
- 来年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模とし、3%の消費税率引上げによる影響を大幅に緩和するとともに、経済の成長力の底上げ、成長軌道への早期の復帰に対応。
- その中で、
 - ・ 競争力強化策(中小企業に重点を置いた投資補助金などの設備投資支援策、エネルギーコスト対策、東京オリンピックへの対応などの交通・物流ネットワークの整備、競争力強化・イノベーションにつながる重点課題の研究開発、地域活性化のための農業の6次産業化の推進など)
 - ・ 高齢者・女性・若者向け施策(簡素な給付措置の加算措置、若者や女性を含めた雇用拡大・賃上げ促進のための措置、子育て支援など)
 - ・ 復興、防災・安全対策の加速(被災地の災害復旧、学校施設の耐震化、地域経済に配慮した社会資本の老朽化対策など。復興事業については、復興特別法人税を減税する場合には復興財源を補填。)などを措置すべく、今後、来年度予算と併せて具体化し、景気や税収の動向を見極めた上で、12月上旬に新たな経済対策として策定する。
- その上で、これらの施策を実行するための平成25年度補正予算を、来年度予算と併せて編成する。
- また、来年度予算においても、経済成長に資する施策に重点化する。

(4) 簡素な給付措置 : 市町村民税非課税者2,400万人に1万円支給。老齢基礎年金(65歳以上)の受給者等に5,000円を加算。

(5) 住宅取得等に係る給付措置(給与収入約500万円以下の住宅購入者に10～30万円給付。被災地は標準的な負担増加額を給付。)、車体課税の見直し

(6) 転嫁対策 : 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、実効性ある対策を推進。

(7) 復興の加速等(再掲) : ①新たな経済対策の中で復旧・復興の加速に取り組み、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算で予算措置を講じる。②その対策の中で、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填する。③被災者の住宅再建に係る給付措置を行う。

社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の 骨子について

平成 25 年 8 月 21 日
閣 議 決 定

社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」に関し、

- ① 同法第 2 条の基本的な考え方にのっとり、かつ、同法第 2 章に定める基本方針に基づき、
- ② 自らの生活を自ら又は家族相互の助け合いによって支える自助・自立を基本とし、これを相互扶助と連帯の精神に基づき助け合う共助によって補完し、その上で自助や共助では対応できない困窮等の状況にある者に対しては公助によって生活を保障するという考え方を基本に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため講ずべき改革（以下「社会保障制度改革」という。）の推進に関する骨子について、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、次のとおり定める。

政府は、本骨子に基づき、社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に提出する。

一 講ずべき社会保障制度改革の措置等

人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要である。このため、以下の社会保障制度改革を推進するとともに、個々人が自助努力を行うインセンティブを持てる仕組みや、サービスの選択肢を増やし、個人が選択することができる仕組みを入れるなど、高齢者も若者も健康で、年齢等にかかわらず、働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生

きることができる環境の整備に努めるものとする。あわせて、住民相互の助け合いの重要性を認識し、これらの取組の推進を図るものとする。

1. 少子化対策

- (1) 急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに仕事と子育ての両立支援を推進する観点から、次に掲げる措置（待機児童解消加速化プランの実施に当たって必要となるものを含む。）等を着実に実施する。

その際、全世代型の社会保障を目指す中で、少子化対策を全ての世代に夢や希望を与える日本社会への投資であると認識し、幅広い観点から取り組む。

- ① 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
- ② 保育緊急確保事業の実施のために必要な措置
- ③ 社会的養護の充実に当たり必要となる児童養護施設等における養育環境等の整備のために必要な措置

- (2) 平成 27 年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の延長について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 医療制度

高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、国民皆保険制度を維持することを旨として以下のとおり、必要な改革を行う。

- (1) 個人の選択を尊重しつつ、健康管理や疾病予防など自助努力を行うインセンティブを持てる仕組みの検討など、個人の主体的な健康の維

持増進への取組を奨励する。

- (2) 情報通信技術、レセプト等を適正に活用しつつ、事業主、地方公共団体及び保険者等の多様な主体による保健事業の推進、後発医薬品の使用の促進及び外来受診の適正化その他必要な措置を講ずる。
- (3) 医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応し、地域包括ケアシステム（医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項その他診療報酬に係る適切な対応の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ① 病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項
 - イ 病床機能に関する情報を都道府県に報告する制度の創設
 - ロ 地域医療ビジョンの策定及びこれを実現するために必要な措置（必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化等）
 - ハ 新たな財政支援の制度の創設
 - ニ 医療法人間の合併、権利の移転に関する制度等の見直し
 - ② 地域における医師、看護職員等の確保及び勤務環境の改善等に係る施策
 - ③ 医療職種の業務範囲及び業務の実施体制の見直し
- (4) (3)に掲げる医療提供体制及び地域包括ケアシステムを構築するに当たっては、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行うよう努める。
- (5) 次期医療計画の策定期間が平成 30 年度であることを踏まえ、(3)に掲げる必要な措置を平成 29 年度までを目途に順次講ずる。その一環としてこのために必要な法律案を平成 26 年通常国会に提出することを目指す。
- (6) 持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

① 医療保険制度の財政基盤の安定化について次に掲げる措置

イ 国民健康保険（国保）の財政支援の拡充

ロ 国保の保険者、運営等の在り方に関し、保険料の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置

ハ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 26 号）附則第 2 条に規定する所要の措置

② 保険料に係る国民の負担に関する公平の確保について次に掲げる措置

イ 国保及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置

ロ 被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全てを総報酬割とする措置

ハ 所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し

ニ 国保の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ

③ 保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について次に掲げる措置

イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う、70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費の見直し

ロ 医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

（７）次期医療計画の策定期間が平成 30 年度であることも踏まえ、（６）に掲げる必要な措置を平成 26 年度から平成 29 年度までを目途に順次講ずる。法改正が必要な措置については、必要な法律案を平成 27 年通常国会に提出することを目指す。

（８）（６）に掲げる措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方等について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。

(9) 難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(10) (9) に掲げる必要な措置を平成 26 年度を目途に講ずる。このために必要な法律案を平成 26 年通常国会に提出することを目指す。

3. 介護保険制度

(1) 個人の選択を尊重しつつ、介護予防など自助努力を行うインセンティブを持てる仕組みの検討など、個人の主体的な取組を奨励する。

(2) 低所得者を始めとする国民の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、給付範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図りつつ、地域包括ケアシステムの構築を通じて必要な介護サービスを確保する観点から、次に掲げる事項その他介護報酬に係る適切な対応の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

① 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しによる次に掲げる措置

イ 在宅医療及び在宅介護の連携の強化

ロ 高齢者の生活支援及び介護予防に関する基盤整備

ハ 認知症に係る施策

② 地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し

③ 一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

④ いわゆる補足給付の支給の要件に資産を勘案する等の見直し

⑤ 特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し

⑥ 低所得の第一号被保険者の介護保険料の負担軽減

(3) 第 6 期介護保険事業計画が平成 27 年度から始まることを踏まえ、(2) に掲げる必要な措置を平成 27 年度を目途に講ずる。このために必要な法律案を平成 26 年通常国会に提出することを目指す。

- (4)(2)に併せて、後期高齢者支援金の全てを総報酬割とする措置に係る検討状況等を踏まえ、介護納付金の算定の方法を被用者保険者については総報酬割とする措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4. 公的年金制度

年金生活者支援給付金の支給、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的な引上げ、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮、遺族基礎年金の支給対象の拡大等の措置を着実に実施するとともに、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ① マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方
- ② 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- ③ 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- ④ 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、必要に応じ行う見直し

二 改革推進体制

一に掲げる社会保障制度改革の措置等を円滑に実施するとともに、引き続き、社会保障制度改革推進法の基本的な考え方等に基づき、2025年を展望しつつ、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための改革を総合的かつ集中的に推進するために必要な体制を整備する。

三 その他

1. 財源の確保

一に掲げる措置については、関連する法律の施行により増加する消費税及び地方消費税の収入並びに社会保障給付の重点化・効率化により必

要な財源を確保しつつ行う。

2. 地方公共団体等との協議

一に掲げる措置等のうち病床の機能分化、医師等の確保及び国保の見直しに関する事項について必要な措置を講ずるに当たっては、これらの事項が地方自治に重要な影響を及ぼすものであることに鑑み、地方六団体等の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得ることを目指す。

社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子による社会保障制度改革の工程表(平成29年度まで)

参考資料3

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
少子化対策			・子ども・子育て支援法に基づく保育緊急確保事業、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業(含:待機児童解消加速化プラン) ・社会的養護の充実			
			※次世代育成支援対策推進法(26年度末までの時限立法)の延長を検討			
医療制度	医療サービス等の提供体制		現行医療計画(～29年度)			
			* 30年度～次期医療計画			
			必要な措置を29年度までを目途に順次講ずる			
		▲ 一環として法律案の26年通常国会への提出を目指す				
	医療保険	【検討事項】	①病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅介護の推進 ・病床機能に関する情報を都道府県に報告する制度の創設 ・地域医療ビジョンの策定及びこれを実現するために必要な措置 (必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化等) ②新たな財政支援の制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方 ・医療法人間の合併、権利の移転に関する制度等の見直し ③地域における医師、看護職員等の確保及び勤務環境の改善等に係る施策 ④医療職種の業務範囲及び業務の実施体制の見直し など			
	難病対策・小児慢性特定疾患対策		必要な措置を26年度から29年度までを目途に順次講ずる			
		▲ 法改正が必要な措置について法律案の27年通常国会への提出を目指す	* 支援金等の現行の特例措置が26年度末で終了			
		【検討事項】	①医療保険制度の財政基盤の安定化 ・国保の財政支援の拡充 ・国保の保険者、運営等の在り方に関し、上記の国保の財政支援の拡充により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置 ・平成25年健保法等改正法附則2条に規定する所要の措置 (協会けんぽの国庫補助率や高齢者の医療の費用負担の在り方) ※上記措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方等について、必要に応じ検討 ②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保 ・国保・後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置 ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直し ・国保の保険料の賦課限度額・被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ ③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等 ・低所得者の負担に配慮しつつ行う、70-74歳の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費の見直し ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し など			
	介護保険制度		必要な措置を26年度を目途に講ずる			
		▲ 法律案の26年通常国会への提出を目指す				
	公的年金制度		第5期介護保険事業計画(～26年度)			
		▲ 法律案の26年通常国会への提出を目指す	第6期介護保険事業計画(～29年度)			
			必要な措置を27年度を目途に講ずる			
		【検討事項】	①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し ・在宅医療・在宅介護の連携の強化 ・高齢者の生活支援・介護予防に関する基盤整備 ・認知症に係る施策 ②地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し ※後期高齢者支援金の全面総報酬割に係る検討状況等を踏まえ、介護納付金の総報酬割について検討し、必要な措置を講ずる ③一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し ④いわゆる補足給付の支給の要件に資産を勘案する等の見直し ⑤特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し ⑥低所得の第一号被保険者の介護保険料の負担軽減 ⑦介護報酬に係る適切な対応の在り方 など			
			・基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的な引上げ ・遺族基礎年金の支給対象の拡大			
		【検討事項】	①マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方 ②短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用範囲の拡大 ③高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方 ④高所得者の年金給付の在り方・公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し ⑤①～④のほか、必要に応じ行う見直し			

※ 本工程表は、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子について」(平成25年8月21日閣議決定)に盛り込まれた講ずべき社会保障制度改革の措置等のうち、講ずる時期等が明示されている措置や検討事項の内容について記載したものである。